

諸 報 告 資 料

(平成29年門真市教育委員会第8回定例会)

門真市教育委員会

平成29年度 教育研究指定校一覧

| | 学校名 | 研究種別 | 研究主題（要旨） | 指定期間 | 公開日 |
|-----------|-----------|-----------------|---|--------|--------------|
| 1 | 五月田小学校 | 学力向上 | ○話し合い活動を通してわかる楽しさが実感できる授業づくり ～主体的に学びを活かす子どもをめざして～ (話し合い活動を基盤にした授業改善、「言葉の時間」を基盤にした基礎学力の向上を図る。) | H27～29 | 11/29 (水) |
| 2 | 第七中学校 | 学力向上 | ○キャリア教育をとおした小中一貫教育における学力向上 (キャリア教育の4観点を視野に入れた教育を通して学習意欲の向上をめざすとともに、9年間を見通したカリキュラムのなか、七中校区のめざす子ども像の具現化を図る。) | H27～29 | 12/1 (金) |
| 3 | 門真はすはな中学校 | 学力向上 キャリア教育 | ○「互いに認め合い、思いやる心豊かな生徒の育成」「主体的に学び、高め合う生徒の育成」を基本にすべての教育活動においてのキャリア教育の推進 (キャリア教育を基盤に日々の授業を社会とつなげ生徒への興味・関心を高め、意欲の向上を推進する。) | H27～29 | 11/15 (水) |
| 4 | 大和田小学校 | 学力向上 | ○認め合い、高め合う集団、粘り強く追究する個の育成をめざして ～問題解決型国語（説明文）の授業研究～ (授業を通して集団を育てていくという視点を大切にし、コミュニケーション能力を育むことによる、国語科を軸に学校全体での授業改善を図る。) | H28～30 | |
| 5 | 北巣本小学校 | 学力向上 | ○北巣本版授業スタンダードの各教科等での実践による授業改善 (授業スタンダードの各教科等への展開と、「学び合い」による授業改善を図り、各教科での学力定着をめざす。) | H28～30 | |
| 6 | 東小学校 | 学力向上 | ○「子どもが主体的に学び合い、高め合う授業」～教科を通じて力を育む～ (反復学習からの転換を図り、既習事項を活かして子どもたちが主体的に学び、互いに高め合う授業改善を推進する。) | H28～30 | |
| 7 (新規) | 上野口小学校 | 学力向上 | ○「主体的・対話的で深い学び」を中心とした授業づくりの研究 (どの教科においても「主体的・対話的で深い学び」となるような授業づくりを校内研究テーマとし、主体的に学ぶ態度の育成を図り、課題に向き合い解決する能力を身に付けた児童の育成を目指す。) | H29～31 | |
| 8 (新規) | 脇田小学校 | 学力向上 学校図書館教育 | ○子どもの主体的な学びへの授業改善 (子どもたちの知的好奇心を高め、主体的・対話的で深い学びができるように学校図書館を有効に活用し、各教科との連携を一層強めることで、子どもたちの学力向上を目指す。) | H29～31 | |
| 9 (新規) | 第三中学校 | 学力向上 キャリア教育 | ○夢や希望を持ち、意欲的に取り組む生徒の育成・授業力向上・人権意識の向上・生徒会の活性化・カリキュラムマネジメント (キャリア教育を推進し、生徒の自尊感情を高め、個々の生徒に将来の展望を持たせることにより、一人ひとりの学ぶ意欲を引き出し、夢の実現に向けて意欲を持って学習に取り組む生徒を育てる。) | H29～31 | |

門真市立図書館視覚障害者読書サービス実施要綱の一部を改正する要綱

門真市立図書館視覚障害者読書サービス実施要綱（昭和52年10月6日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (助成の種類) | (助成の種類) |
| 第2条 門真市立図書館（以下「図書館」という。）が視覚障害者に対して行う読書活動の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>録音図書</u> の貸出 (2) 略 | 第2条 門真市立図書館（以下「図書館」という。）が視覚障害者に対して行う読書活動の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>テープ図書</u> の貸出 (2) 略 |
| (登録) | (登録) |
| 第4条 1 略 2 図書館長は、 <u>前項</u> の規定により登録の申出を受けたときは、 <u>利用券</u> を作成するものとする。この場合において当該者が障害者手帳の交付を受けていないときは、明らかに視覚障害であると図書館長が認めたときに登録があったものとする。 | 第4条 1 略 2 図書館長は <u>前項</u> の規定により登録の申出を受けたときは、 <u>視覚障害者読書サービスカード(利用券)</u> を作成するものとする。この場合において当該者が障害者手帳の交付を受けていないときは、明らかに視覚障害であると図書館長が認めたときに登録があったものとする。 |
| (読書サービスの申込手続) | (読書サービスの申込手続) |
| 第5条 登録者は、図書館に口頭又は電話等により、 <u>録音図書</u> の貸出にあつては希望 <u>録音図書名</u> を、対面朗読にあつては希望 <u>資料名</u> 及び日時を申し込むことにより読書サービスを受けることができる。ただし、対面朗読を受けようとする登録者は、希望する日より少なくとも1週間前に申し込むこととする。 | 第5条 登録者は、図書館に口頭又は電話等により、 <u>テープ図書</u> の貸出にあつては希望 <u>テープ図書名</u> を、対面朗読にあつては希望 <u>資料名</u> 及び日時を申し込むことにより読書サービスを受けることができる。ただし、対面朗読を受けようとする者は、希望する日より少なくとも1週間前に申し込むこととする。 |
| (録音図書の貸出) | (テープ図書の貸出) |
| 第6条 <u>録音図書</u> の貸出は、 <u>郵送</u> により行うものとし、貸出巻数は同時に8巻以内で、貸出期間は郵送期間を除き15日以内とする。ただし、図書館長が必要があると認めた場合は、貸出巻数及び貸出期間を変更することができる。 | 第6条 <u>テープ図書</u> の貸出は <u>郵送</u> により行うものとし、貸出巻数は同時に8巻以内で、貸出期間は郵送期間を除き15日以内とする。ただし、図書館長が必要があると認めた場合は、貸出巻数及び貸出期間を変更することができる。 |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 2 録音図書の貸出を受けた者は、当該 <u>録音図書</u> を他に転貸その他目的外に使用してはならない。 | 2 テープ図書の貸出を受けた者は、当該 <u>テープ図書</u> を他に転貸その他目的外に使用してはならない。 |
| 3 略 (対面朗読) | 3 略 (対面朗読) |
| 第7条 対面朗読は、 <u>図書館</u> において次のとおり行うものとする。ただし、朗読時間は一人一回につき2時間以内とする。 | 第7条 対面朗読は <u>図書館</u> において次のとおり行うものとする。ただし、朗読時間は一人一回につき2時間以内とする。 <u>朗読の時間は月曜日から日曜日については、午前10時から午後5時までとし、水曜日については午前10時から午後1時までとする。ただし、図書館活動により会議室及び青少年活動センターの使用が出来ないときはその限りでない。</u> |
| 2 朗読の時間は、図書館開館日の午前10時から午後5時までとする。 | |
| 3 朗読資料は、 <u>図書館所蔵</u> の資料又は対面朗読を受ける者が持参する資料とする。ただし、私信等図書館長が不適当と認める朗読資料は、 <u>この限りでない</u> 。 | 2 朗読資料は <u>図書館所蔵</u> の資料又は対面朗読を受ける者が持参する資料とする。ただし、 <u>テープ図書として監修されている図書、私信等図書館長が不適当と認める朗読資料は、この限りではない</u> 。 |
| 4 略 | 3 略 |
| 5 対面朗読は、図書館又は図書館長が必要と認めた場所において行うものとする。 | 4 対面朗読室は2階会議室及び青少年活動センターとする。 |

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

平成30年度門真市立幼稚園児募集要項

1. 応募資格

(1) 幼児及び保護者の住所が本市にあること。

(2) 4歳児（2年保育）

平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間に生まれた幼児

(3) 5歳児（1年保育）

平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に生まれた幼児

(4) 幼児の通園は、保護者が責任をもって送迎できること。

※通園バスを使用する場合は、バス停までの送迎が必要。

2. 募集人数（門真市立幼稚園の管理運営に関する規則第2条）

| 幼稚園名 | 募集人数 | | 所在地 | 電話番号 |
|--------|--------------|----------------|----------|--------------|
| | 4歳児 (定員) | 5歳児 (定員) | | |
| 大和田幼稚園 | 60人 (60人) | 30人程度 (70人) | 大橋町5番21号 | 072-883-3325 |

※5歳児の募集人数は、定員から4歳児在園数を引いた数。園児数の変動によって、募集人数も変動。

3. 入園願書等の交付

(1) 交付期間 平成29年9月1日（金）から10月10日（火）まで
午前9時から午後4時まで

（保育幼稚園課では午後5時30分まで。10月10日は正午まで）

※土・日・祝日を除く。

(2) 交付場所 門真市立大和田幼稚園及び門真市役所別館1階保育幼稚園課窓口

4. 入園願書等の受付

(1) 受付期間 平成29年10月2日（月）から10日（火）まで
午後2時30分から午後4時まで
※土・日・祝日を除く

(2) 受付場所 門真市立大和田幼稚園

・願書を受理したときに「入園願書受理票」を交付する。

応募者が定員を超過した場合の抽選及び入園許可書交付の際に必要なため、
保護者に大切に保管してもらうこと。

・門真市立幼保連携型認定こども園との併願は禁止する。両方に申し込んだ場合は、いずれも失格とする。

5. 入園の決定

(1) 園長は、入園願書等の審査その他必要な調査を行い、入園を決定する。
定員を超過した場合は、調整及び公開抽選によって入園者を決定する。

(2) 園長は、保護者に対し「入園許可書」を交付する。

6. 入園調整及び抽選

(1) 日時 平成 29 年 10 月 19 日 (木) 午後 2 時 30 分

(2) 場所 門真市立大和田幼稚園

・入園希望者が定員を超過した場合に限り、上記のとおり、門真市立幼保連携型認定こども園への変更を案内するなどにより調整する。又は公開抽選をすることにより、入園者を決定する。

7. 入園許可説明会

(1) 日時 平成 30 年 1 月 19 日 (金) 午前 11 時 (予定)

(2) 場所 門真市立大和田幼稚園

8. 時間外教育

通常の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に、時間外教育を実施。

詳細は、「時間外教育実施のお知らせ」を参照。

9. 通園バス

一部の地域で通園バスを運行。詳細は、「通園バス運行のお知らせ」を参照。

10. 費用等

| | |
|----------------------------|--|
| 利用者負担の額 | 別紙「平成 29 年 4 月 1 日以降適用の利用者負担額表」を参照 |
| 諸経費 | 月額 1,500 円（絵本代や材料費など）のほか、遠足費用などが別途必要。 入園当初には、用品費（帽子、かばん、上靴、スマック、その他の教育用品費）が別途必要。 |
| 時間外教育に 係る利用料 (希望者のみ) | 1 月を単位に利用する場合 月額 5,000 円 1 日を単位に利用する場合 [月・火・木・金] 日額 300 円 [水・短縮期間] 日額 500 円 |
| 通園バス使用料 (希望者のみ) | 月額 3,000 円（往復） |

11. 特記事項

- (1) 園児募集については、広報かどま 9 月号 10 月号、9 月上旬に市ホームページに掲載予定。
- (2) 園児保護者には、「平成 30 年度門真市立幼稚園児募集案内」「入園願書」「支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書」「支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書【記入例】」「時間外教育実施のお知らせ」「時間外教育年間利用申請書」「通園バス運行のお知らせ」「通園バス使用申請書」「平成 29 年 4 月 1 日以降適用の利用者負担額表」を配布する。